

随意契約理由書

件名	豊中市立文化芸術センター大ホール床下吸音材改修緊急工事
契約の相手方	株式会社河崎組
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
随意契約理由	<p>本工事は、令和7年9月12日発生の豪雨により、豊中市立文化芸術センターの室内のマンホールから大ホール客席床下のダクトスペースに雨水が侵入し、吸音材（グラスウール）が浸水したことで、遮音性が著しく低下し大ホールに空調音が漏れる可能性があるとともに、カビ等の発生により衛生上の問題が生じるおそれがあることから、緊急工事を行うもの。</p> <p>つきましては、当該施設を建設時に施工し現場を熟知した業者であり、早急な対応が可能である株式会社河崎組と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、随意契約の締結を行うものです。</p>
備考	